

高鍋町告示第25号

平成24年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年6月1日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成24年6月7日(木)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	松岡 信博君
永友 良和君	柏木 忠典君
八代 輝幸君	津曲 牧子君
時任 伸一君	山本 隆俊君

---

○6月11日に応招した議員

同上

---

○6月13日に応招した議員

同上

---

○6月14日に応招した議員

同上

---

○6月15日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成24年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 常任委員会行政調査報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 報告第1号 平成23年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第2号 平成23年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成24年度  
会計予算について
- 日程第7 議案第27号 西都児湯環境整備事務組合理約の変更について
- 日程第8 議案第28号 高鍋町印鑑条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第29号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第30号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 常任委員会行政調査報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第5 報告第1号 平成23年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について
- 日程第6 報告第2号 平成23年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成24年度  
会計予算について

- 日程第7 議案第27号 西都児湯環境整備事務組合規約の変更について  
 日程第8 議案第28号 高鍋町印鑑条例等の一部改正について  
 日程第9 議案第29号 高鍋町税条例の一部改正について  
 日程第10 議案第30号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）

---

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君	事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 小澤 浩一君	副町長 …………… 川野 文明君
教育長 …………… 萱嶋 稔君	教育委員長 …………… 加行 正和君
農業委員会会長 ……… 渡瀬 俊弘君	代表監査委員 …………… 黒木 輝幸君
総務課長 …………… 間 省二君	政策推進課長 …………… 森 弘道君
建設管理課長 …………… 芥田 秀則君	農業委員会事務局長 …… 長町 信幸君
産業振興課長 …………… 田中 義基君	会計管理者兼会計課長 …… 井上 敏郎君
町民生活課長 …………… 三浦 敏君	健康福祉課長 …………… 河野 辰己君
税務課長 …………… 原田 博樹君	上下水道課長 …………… 日野 祥二君
教育総務課長 …………… 黒水日出夫君	社会教育課長 …………… 三嶋 俊宏君

---

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成24年第2回高鍋町議会定例会

を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） おはようございます。議会運営委員会より御報告申し上げます。

平成24年第2回定例会の招集に伴いまして、6月4日、午前10時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今定例会に付議されまして案件は、専決処分の承認1件、報告2件、規約変更1件、条例改正2件、補正予算1件の7件であります。このことにつきまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところであります。

会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員意見の一致を見たところであります。なお、議員発議の議案について、追加提案の予定があるようです。なお、今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げます、御報告といたします。

以上です。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、緒方直樹議員、6番、池田堯議員を指名いたします。

---

#### 日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、常任委員会の行政調査報告を求めます。

まず、総務環境常任委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。総務環境常任委員会では5月の22日、23日の2日間、総務環境常任委員全員、事務局、政策推進課長の7名で、三重県玉城町、岐阜県北方町の調査、訪問をいたしました。

まず、玉城町ではオンデマンドバス、いわゆる予約して乗る乗り合いバス運行について調査を行いました。玉城町では、当初マイクロバスで町内を巡回するバスの運行を行っていたが、バス停まで遠いことなどから使い勝手が悪く、利用者がいない状況が続いたよう

です。

バスの運行を委託されている社会福祉協議会では、お年寄りのひきこもりをなくし、人と触れ合う機会をつくるためにも玄関前で乗れるようなバスを考え、9人が乗れるワゴン車を、当初は2台、月5万円のリース、社会福祉協議会では電話を受けると、配車状況をバスの運転手に連絡する方法で始められたそうです。

ところが、電話を受けて二、三人の要望を満たそうとするけれど、どうしても遅れが生じ、どうにかしなければならないとの思いを持っていたところ、東大でオンデマンド交通プロジェクトというのがあり、スマートフォンと専門の予約できるタッチパネルを利用した、外出支援サービスを行っているとの説明です。

説明は、機器がないためにしにくいのですが、タッチパネルは役場、病院、温泉、買い物をする場所、郵便局などに設置してあり、パネルにオンデマンド交通カードを当てると、その人の情報が即座に社会福祉協議会にあるパソコン上に表示、帰宅する、買い物、駅、バス停から選ぶなどのタッチを行うと、パソコンが近くのバスに命令、時間どおりに予定の場所に到着するという仕組みです。

この仕組みは、クラウド形式のサーバーを利用してホストコンピューターを安く利用でき、それまでは、電話を受けたオペレーターが地理に詳しくなければ受けられないという不便さが解消できたとのことでした。

また、スマートフォンは個人の利用する個人用の利用料は個人で支払うけれども、バス利用に係る経費については2,000円、町が負担、介護支援教室などへの参加者が増加しており、一定の効果があるとの説明でした。参加した議員から、買い物などに利用する人は多いのかとの質問に、買い物は近くに便利なスーパーがあり、買い物への利用は少ないとのことでした。

次に、岐阜県北方町へ、議会基本条例について調査を行いました。

北方町は、周りが合併する中で合併をしなかった自治体です。そこで職員の数だけでなく、議員の数も大幅に減少し歳費も減額してきたとのことでした。議会基本条例をつくるためには特別委員会を立ち上げ、何回も議論を重ねて来られたそうです。

委員長から議会基本条例をつくるのは簡単ですが、問題は議員個人の力量をどう上げていくのが最大の課題ですとのことでした。例えば議会改選後、住民から子供の医療費に対する請願が提出されたそうです。新人議員が紹介議員となっていたが、審議を進める中で、紹介議員の意見がまとまっておらず議論にならない状況が続き、結局は請願を否決せざるを得ない状況であったこと。

また、基本条例では町長からの反問権というのが認められており、それに対してはしっかりと答えなければならないので、議員の学習については一段と頑張らなければならないとのことでした。反問権とは、町長が議員に対して一般質問の内容で具体的な考え方を明確にするものであり、予算などの問題点についても議論されるものです。

また、北方町では予算を伴う議論を11月ぐらいに議員からの要望を含めた予算をつく

る審議会を特別に行っており、執行権の侵害ではとの問いについても、侵害ではなく住民要求をできるだけ反映させるために行っていることであり、町長も認めているとのことでした。議会の人数減については、減らしすぎて困っているとのことでした。

以上、2町の行政調査報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長、永友良和議員。

○産業建設常任委員会委員長（永友 良和君） おはようございます。それでは産業建設常任委員会の行政調査報告を行います。

日時は5月9日水曜日と、翌日5月10日木曜日の2日間です。参加者は産業建設常任委員4名と、産業振興課課長1名、議会事務局より1名の計6名であります。

1日目は福島県福島市にあります花見山の現地を見学し、その後市役所で詳しく説明を受け、質疑を行いました。花見山については、もともと養蚕のための桑畑だった畑を花卉畑に変換されたということでした。そして阿部さん、現在92歳ですが、この方を中心に現在15軒の農家で、約25から30ヘクタールの面積で生花用として出荷されております。

管理体制としては、15軒の農家の人たちは自分の花卉畑ということなので、自分で管理するため市からの補助はほとんど受けられておりません。観光振興協議会の年間の総支出額は5,000万円で、市からの年間800万円の補助金と、残りの4,200万円は環境整備協力金として、お客さんが来たときのシャトルバスの料金、1人300円を徴収し、そのお金で賄っているとのことでした。

物産広場も店が40店ほどあり、多い店では年間1,000万円以上売り上げる店もあるそうです。花案内ガイドも募集8期目で、現在140名ほどの花案内人の人たちがいるとのことでした。また、ホームページやラジオを通しての事前告知や、臨時の看板設置で広報活動もしているとのことでした。

市としては、ウォーキングトレイルコース、これは遊歩道なんですけど、カラー舗装あるいは車道の整備等には補助を出しているということでした。この花見山の期間は4月上旬から5月上旬までの約1カ月間で、1日平均2万人ぐらいの入場者がある。

委員からの質問で、県外はどこから来られるのかに対し、4割が関東、3割が地元、2割がこの福島県の地元より北の地方、1割が関西であるとのことでした。経済効果については、期間中25万人程度お客さんが来られたときに、16億円ほどの経済効果が見込まれるとの説明を受けました。

2日目は、日本最大の敷地面積を誇る東京大田市場において、JA経済連の東京営業所で荏原青果さんとともに説明を受け、場内も見学しました。説明の中で、大田市場で宮崎産の野菜だけで約125億円、福岡、大阪、名古屋も含むと約500億円の売り上げを見込んでいるとのことでした。

特に、キュウリについては12月、1月、2月の間は市場の中で宮崎県産が40%を占

めており、品質についても評価は高いとのことでした。しかし、必要なときに量が少ないところが今後の課題であるとともに、3日目販売を目指しているため輸送の面でも検討が必要であるとの説明を受けました。

マンゴー太陽のタマゴについては宮崎県産が重視されており、ことしも1玉3万円から3万5,000円の初値がついたものもあり、競り場でも宮崎産のマンゴーだけの競り場が設けられていました。

委員より「産地に期待することは」の質問に対し、産地の維持、生産量の維持、経費の削減などをしっかり続けていってほしい、また暖地を利用したキュウリ、ピーマン、トマトの栽培を拡大してほしいとの回答がありました。

最後に、経済連の職員が中心となり、東京の地元の小学生、高校生、大人を対象に食育に関するいろいろな取り組みをする中で、宮崎産の農産物を宣伝されている姿にうれしさを感じ調査を終えました。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本 隆俊） 次に、文教福祉常任委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○文教福祉常任委員会委員長（緒方 直樹君） おはようございます。文教福祉常任委員会の行政調査について御報告いたします。

日時は平成24年5月22日から23日の2日間、委員全員と事務局1名、そして社会教育課1名の合計7名で行政調査を行っております。

初日は文化財調査として、福岡県田川郡大任町にある建徳寺古墳について、「OTOレインボーホール」で研修を行い、所長清藤さんにお話を伺っております。調査した古墳は標高40メートルほどの丘に立地し、直径20メートル、高さ3メートルほどの円墳で、複室の横穴式石室であります。また、天井石が抜き取られていた以外は、閉塞石もそのままであったとのことでありました。

今回、その古墳の発掘から整備に至った経緯を伺っております。平成4年から土地所有者の相談から始まり、翌年、国庫補助事業を利用して調査、古墳の重要性が判明した後、大分県、熊本県、広島県等にある古墳を視察し整備計画を策定しております。整備費用については、自治省の「ふるさとづくり整備事業」を活用しているとのことでした。

整備については、天井石がないことを逆手にとって、天井部分を強化ガラスで覆って石室内部を見せるように整備をしておりました。年間の見学者数については、見学が自由であるということで、把握できていないということでありましたが、遠賀川流域の古墳同時公開イベントを行うなどして、県内外の方が見学に来ているとの説明でありました。

課題としては、維持管理が問題ということであり、月1回の古墳周辺の草刈り、ドーム内の清掃が十分に行われていないのが今後の課題ということでありました。また、発掘された出土品については、近くにある「ふるさと館おおう」という施設で、文化遺産を後世に継承することを目的に展示されております。

2日に、宇美町にある地域交流センター「うみ・みらい館」で館長廣氏、副町長木原氏らをはじめ、職員の方から研修を受けてきました。調査内容は、主に施設の概要、図書館建設の歩み、現在の図書館としての状況についてであります。

施設はまちづくりの基本理念である、生涯学習を推進するコアゾーンを整備し、町民の多様な生涯学習活動を支援することを目標に、単に図書館としてではなく地域交流センターとして建築されております。ちなみに1階が図書館であり、2階が生涯学習センターとなっております。

その施設を建築する際、都市再生整備計画に対する支援制度を活用しており、都市再生整備計画に記載された内容の範囲内であれば、柔軟な事業執行が可能であったとのことであります。また、QBS方式、これは資質評価方式と言いますが、これを取り入れ、町民の意見を多く取り入れることができたということでありました。

建築後の利用状況について伺ったところ、以前はまちにあったのが図書室であったこともあり、他町や他市の図書館で借りられる住民が多かったということでした。施設ができるまでは、年間5万から6万冊程度の貸し出しであったが、平成19年度以降は約30万冊の貸し出しと大幅にふえ、また利用者も6から7倍程度ふえているとのことでした。

これは、町内だけでなく町外の方の貸し出しもふえているとのことであり、これが地域の活性化につながっているという説明も受けております。今後の課題としては、年代別の利用者に差があるということでありましたので、それを改善していきたいとのことでありました。

以上、2日間にわたり行政調査を行い、住民の生涯学習意欲を満たし、高めることの大切さ、そして、まちの歴史を知る大切さを教えていただきました。また、これがまちの活性化に大いにつながることも教わりました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、常任委員会の行政調査報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成24年3月1日から平成24年5月31日までの、主だった政務について御報告申し上げます。

まず、火災防御訓練についてでございますが、3月4日（日曜日）、雲雀山地区において火災防御訓練を実施いたしました。今回の訓練は、春季全国火災予防運動の一環として消防団の火災等における初動体制の確立、消火技術等の向上を目的として、情報伝達訓練及び畑地灌漑を利用した中継送水訓練を実施いたしました。各部とも、機敏な動作で訓練に努め、地域住民の生命と財産を守るという崇高な使命にふさわしい訓練内容となりました。

次に、第21回石井十次賞贈呈式についてでございますが、4月11日（水曜日）、高



鍋町中央公民館で開催されました。今回は、児童福祉に多大な御功績を残されております山形県の社会福祉法人思恩会「七窪思恩園」が受賞されました。

次に、高鍋町葬についてでございますが、4月21日（土曜日）、高鍋町中央公民館において高鍋町名誉町民上條勝久氏の町葬を取り行いました。故上條勝久氏は官僚として、また参議院議員として永きにわたり町政発展のため御尽力されました。その功績をたたえ、ここに重ねて哀悼の意を表します。町葬には、町民や関係者など多数の御参列があり、参加者全員が菊の花を手に故人と最後のお別れをいたしました。

次に、「近畿高鍋会」設立についてでございますが、5月19日（土曜日）大阪市において、「近畿高鍋会」設立総会が開催されました。今後、「近畿高鍋会」が高鍋町と近畿地区とのかけ橋となるよう期待しているところでございます。

次に、宮崎県総合防災訓練に係る高鍋会場津波訓練についてでございますが、5月27日（日曜日）、舞鶴公園ほか17会場において津波訓練を実施いたしました。各地区とも多数の町民の皆様参加があり、地域住民が避難方法、経路について考える機会となったのではないかと考えております。

今後とも出前講座等により、津波をはじめとした、あらゆる災害に対する住民意識の向上を図ってまいりたいと考えております。なお、その他の政務につきましてはお手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いをいたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり本日から6月15日までの9日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から15日までの9日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案第26号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）高鍋町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第26号、専決第1号の高鍋町税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、このたびの地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、この改正法が平成24年4月1日からの施行となり、税務事務に支障をきたすため専決処分をせざるを得なかったものでございます。

改正の内容でございますが、まず、土地固定資産税等の負担調整措置について、現行制度の期間を3年延長するものでございます。そのうち、住宅用地に係る据置特例につきましては平成24年度、平成25年度の経過措置を設けた上で、平成26年度に廃止するものでございます。

次に、特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、固定資産税の非課税措置を創設するものでございます。

次に、東日本大震災により被災された方の所有していた居住用家屋が滅失したことにより、その敷地の用に供していた土地等の譲渡をする場合における、長期譲渡所得の課税の特例の期限が、地震発生から3年であったものが7年に延長されるものでございます。

また、東日本大震災で被災された方が居住用の家屋を再取得された場合の住宅借入金等特別税額控除の借入限度額と控除率が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 議案第26号（専決第1号）高鍋町税条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

今回の税制改正における地方税法の改正についてであります。固定資産税の負担調整措置等の期間延長、旧民法から移行した一般社団法人の固定資産の減免措置及び東日本大震災に被災された方の税軽減措置の延長と追加によるものでございます。

今回、この臨時議会に上程させていただきましたのは、先ほど提案理由にもありましたが、その地方税法と合わせて高鍋町税条例を改正して施行すべきものと、税務事務に支障をきたすものをやむを得ず専決処分とさせていただいたものでございます。

では、その内容について説明をさせていただきます。お手元の議案と別添資料の1ページからの新旧対照表を比較されながら確認いただければよろしいかと思います。

第54条第7項についてでございますが、家屋付属施設の納税義務者の定義について、それと附則第10条の2第7項及び第8項については、新築住宅等の高齢者等改修等に係る減額申請の添付書類について、それぞれ地方税法改正による条項ずれの整理であります。

附則第11条については、固定資産の特例に関する用語の意義に関する見出し中の期限を、固定資産税等の負担調整措置の期間延長に伴い延長をするもので、同条第6号について地方税法改正による条項ずれの整理をするものであります。

附則第11条の2第1項及び第2項については、地価下落により当該年度課税標準額が近郊土地との著しい不均衡を生じた場合において、国の定めた基準によって改正することの期間の延長でございます。

附則第12条第1項から第5項までの期間の延長についてでございますが、第1項は宅地の固定資産税を定める計算式の定義についてでございます。第2項は条文から住宅用地を削除し、商業地等の前年度課税標準額と新評価額を比較した負担水準が0.6以下の場合の

負担調整措置について。第3項は商業地等の固定資産税額の最低限度を定めた負担調整措置についてであります。第4項は商業地等の負担水準が0.6以上、0.7以下の負担調整措置についてであります。第5項は項の繰り上げと商業地等の負担水準の0.7以上の負担調整措置についてであります。

住宅用地については、負担水準の負担調整措置を平成24年度、25年度まで軽減措置を設けた上で、26年度に廃止するものであります。

附則第13条についてであります。農地に係る固定資産税の負担水準と負担調整率の据置措置の期間延長であります。

附則第15条第1項及び第2項については、特別土地保有税についての課税の特例措置の期間延長と、地方税法に伴う条項ずれの整理であります。

附則第21条の2第1項から第5項については、平成20年12月1日に新公益法人制度が施行されたことにより、旧民法法人から移行した特定移行一般社団法人等が施行以前から設置していた図書館、博物館、幼稚園の用に供していた固定資産税について非課税とする特例措置を設置するものであります。

附則第22条の2第1項及び第2項については、地方税法の改正に伴い東日本大震災で被災された方の居住用財産の敷地の特例措置の譲渡期限が被災から3年となっていたものが、被災から7年と延長されたことによる読み変え規定を追加するものであります。

附則第23条第1項については、法律の名称変更と地方税法改正による条項ずれの整理であります。第2項については、地方税法改正に伴い東日本大震災で被災された方の、住宅の再取得に係る住宅借入金等の特別税額控除の限度額の引き上げと、控除率の引き上げがなされたことによる読み変え規定の追加であります。

議案第26号（専決第1号）高鍋町条例の一部改正についての詳細説明は以上であります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第26号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）高鍋町税条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 仰々しい言葉が並んでいるので、なかなか理解しがたい部分があるんですが、確かに国の法律が変われば、おのずと上位法に属する地方自治体にとっては、当然地方の条例を変更しなければならないというのは理解できます。

しかし、この中で説明が、やはり私は非常に難しいと思うんです。というのは、税制改正、固定資産税このことについては、やはり住民ももう少し周知徹底する必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですね。

というのは、地価が下落したにもかかわらず、見直しを行うのか行わないのかと言うところははっきりしないと、延長するという言葉でやられてしまって、何を延長するのか、減免措置を延長するのか、それとも固定資産税は以前のままの土地価格で掛けますよとい

うのか、その辺のところをもう少し住民にわかりやすい言葉で説明をしていただかないと、判断がしにくいというふうに思うんです。

そして、私は3点あると思うんですね改正の理由で、先ほど課長が説明されましたけれども、町長も説明をされましたけれども、税制改正に伴うものである、そしてまた特定民法法人から図書館とか博物館等への免除をする、要するに非課税にしていくということがここに書いてあると思うんですけれども、具体的には例えば高鍋町ではどれぐらいの人たち、世帯がこれに該当するのかということもあわせて説明を願いたいと思うんです。

また、東北の大震災、津波これで被害を受けられた方々で高鍋町に来ていらっしゃる方もおられると聞いております。その方たちが、果たしてこれに属するような人たち、当てはまる人たちが存在しているのかどうか、その辺も十分に説明をしていただかないと、私たちはやっぱり「きずな」を持って復興に携わっていく力としていくための一つの指針になるのではないかなというふうに思いますので、その3点について、もう少し詳細に説明をしていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） 御質問にお答えをしたいと思います。

まず、最初の固定資産税についてでございますが、土地価格が下落をしたにもかかわらず固定資産税の見直しはしないのかという御質問ではなかったかなと思いますが、これについては、地価公示価格により下落した評価については、下がるようなシステムになっております。ある一定の水準までは負担調整率で上げていくということになっております。

2番目の質問であります、一般社団法人等が設置する図書館等について、どれぐらいの世帯数が該当するのかということでございますが、町内においてははないというふうに認識しております。

3番目、被災された方々が町内に居住をされておられるが、これに該当するのがあるのかという質問ではないかと思いますが、今回の税法改正については数名の被災された方が高鍋町内に住んでおられますが、該当するものは、今のところありません。国民健康保険税等については、その都度通達、条例が来ておりますので、その対応はさせていただいているところであります。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜこの質疑をしたのかということについては、例えば固定資産税もこれだけ土地の価格の下落があるにもかかわらず、固定資産税がなかなか下がらないという意見を住民の方からよく聞くんですね。だから、それがどれぐらい適応されているのかどうか、それが顕著に見られるようなところというのは、一体どのようなところなのか、例えばここの中には商店街、農用地を含めてその固定資産税についての内容が書いてありますけれども、例えば商用地についてはどれぐらいの割合で価格が下落して下げているのかと、具体的な事例があればお答え願いたいと思うのですけれども、やはり住民の皆さんからお聞きするのは、固定資産税がこれだけ土地価格が下落しているのに、なか

なか下がらないけどどういうことですかと、家屋も年々傷んでいるのに、固定資産税が安くないということについては、一体どういうことですかという質問を住民の皆さんから、かなり聞くわけですね。

その答えにしっかりと私どもが答えていくためには、そこの仕組みをちゃんと知らないと、どれぐらい調整をされているのか、そしてまた国の方針では、これ以上地価下落が続いていけば、地方税の中で固定資産税が占める割合、要するにそれを地方自治体がもっている、要するに皆さんからいただいているものが少なくなればなるほど、地方交付税の国からやる比率が高くなるということなんかもあるみたいですので、その辺もかんがみて、なるだけ住民の方からは固定資産税は余り安くしないで、急激に安くしないで少しずつ安くしていこうという腹づもりがあるということ、私ちょっと見た記憶があるんですが、やはりそういうことを黙して、この国の税法が変更されたのかどうかということも、ぜひ詳しく知りたいなという部分があるんですね。

固定資産税で、一体どれぐらいの価格が公示価格が下がって、どれぐらいの税額が下がってきたのかということ、もし具体例があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 税務課長。

○税務課長（原田 博樹君） まず、土地についての固定資産税についての質問にお答えしたいと思います。

地価が下がっているのに税金が下がらない、具体的にはどのような現象なのかという御質問ではなかったかというふうに思いますが、これについては、特に宅地等について地価公示価格が下がっております。

なぜ下がらないのかについては、これまでの前年度までの負担調整率が余りにも低かった場合については、そういう税が上がるという現象が生じてくるものの中にはあります。どれほど固定資産税が下がってきたのかという具体的な数字については、今のところ把握をしております。

先ほど家屋については、年々古くなるのという御質問ではなかったかと思いますが、これについては最低評価額の20%までで止まってしまいます。20%以下には課税標準額落ちませんので、幾ら長く住んでおられても、それ以下にはならないということになる現象で起こるものではないかというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立を願います。

[賛成者起立]

- 議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第26号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）高鍋町税条例の一部改正については、承認することに決定いたしました。

---

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

- 議長（山本 隆俊） 日程第5、報告第1号平成23年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから、日程第6、報告第2号平成23年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成24年度会計予算についてまで、以上2報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

- 町長（小澤 浩一君） 報告第1号平成23年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について及び報告第2号平成23年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成24年度会計予算についてを一括して御報告申し上げます。（発言する者あり）

- 議長（山本 隆俊） じゃ、自席からお願いします。

- 町長（小澤 浩一君） それでは最初からお願いいたします。

報告第1号平成23年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について及び報告第2号平成23年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成24年度会計予算についてを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第1号平成23年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、高齢者等多世代交流拠点施設整備事業ほか8件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

高齢者等多世代交流拠点施設整備事業ほか4件につきましては12月議会で、農業体質強化基盤促進事業ほか2件と、自立支援システム改修事業は3月議会においてそれぞれ繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので報告するものでございます。

次に、報告第2号平成23年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成24年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これらについて御報告申し上げます。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

---

日程第7. 議案第27号

- 議長（山本 隆俊） 日程第7、議案第27号西都児湯環境整備事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第27号西都児湯環境整備事務組合※規則の変更について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、これまで葬祭センター施設を1市3町で運営及び管理をしてまいりましたが、新たに1市5町で火葬場を設置し、運営及び管理するため当該組合※規則の一部を変更したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。（発言する者あり）

ええと、27号の組合同規約を「規則」と言ったそうですが、「規約」に変更していただきます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 続いて担当課長の詳細説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） それでは、議案第27号西都児湯環境整備事務組合同規約の変更について、詳細説明を申し上げます。

西都児湯環境整備事務組合は、西都市、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町そして西米良村の1市5町1村で構成している一部事務組合でございますが、共同処理する事務といたしましては、ごみ処理施設、西都児湯クリーンセンター、そして葬祭センターの設置運営及び管理でございます。

しかし、現在1市5町1村の葬祭センター、火葬場の設置状況は、都農町、川南町で1箇所、西米良村で1箇所それぞれ設置されており、当組合においては西都市、高鍋町、新富町、木城町の1市3町で設置運営及び管理をしているところでございます。

これまでに、議会でも御質問がありましたが、当組合の火葬場、西都児湯斎場につきましては、昭和55年8月に供用開始され30年以上が経過し、その老朽化も著しいものがございます。また、都農川南葬祭センターにつきましても、昭和56年1月に開設され同様の状況でございます。

このようなことから、新たな火葬場を都農町及び川南町を含めた1市5町で設置し、運営するための規約改正でございます。なお、葬祭センターから火葬場への字句を改めることにつきましては、他の条例などの規定に統一させることなどの理由によるものでございます。

これらのことから地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第27号西都児湯環境整備事務組合同規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 知事の許可については、どのくらいの期間で出されるのかどうかお伺いします。

※後段に訂正あり

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 許可申請については、西都児湯環境整備事務組合、事務組合のほうで対応されることになると思いますので、その臨時議会が、また7月に予定されております。それからの議決を待つということになると思います。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに、質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） その後が知りたいんです。だから議決を経て、恐らくこれは川南、都農も同様の、ほかの自治体も1市5町も多分出ていると思うんですよ。

だからそこが出して、西都児湯環境整備事務組合のそういう整理を行って、議決を行った後に知事に許可申請を出すはずですから、その後どれぐらいで出るのかということを知らないと、予算面で余り早くに運用されてしまうと、知事の許可も出ていないのに予算を運用したということになってくると、非常にやはり議員としてはまずい状況が生まれてくるんじゃないかなというふうに思いますので、やはり、ここは高鍋町の議会議員はその期間をある程度知る必要があるんじゃないかなと思っております。

というのは、やはり予算をちゃんと出していますので、その予算がどういうふうに執行されていくのかということは、しっかりと私たちは見ていかなければならない役割を持っておりますので、ある程度の時間をちゃんとしておかないと、予算が使われたのを、結局事前に使われたりしていくことになる、非常にまずい状況が出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこをちょっと把握していただきたいなと思うんですよ。

知事の許可が例えば1カ月ぐらいで出るというものであれば、工事の進捗状況というのも、これは西都児湯環境整備事務組合でも当然同じ質疑はする予定ではいるんですけども、やはり高鍋町の議会としては、予算を出しておりますので、その予算を知事の許可が下りる前に使われるということがあってはならないと思うんですね。

それは、だから非常にある程度はルールだけはしっかり守っていかないと、町民の皆さんに申しわけないんじゃないかなというふうに思いますので、できれば知事の許可がどれぐらいで下りるのか、ある程度の目安だけでもお知らせを願っておくと大変いいと思いますので質疑を行いました。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） それ以後の事務手続きについては、事務局のほうでされると思いますが、その確認については、まだいたしておりません。

ただ、実際その許可が下りる前に工事、いろんな事業発注をするということは、ちょっと考えずらいと私のほうでは思っておりますが、その辺の確認は、またいたしておきたいと思っております。以上、答えられる部分については以上です。申しわけありません。

○議長（山本 隆俊） ほかに。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私がなぜこんな質疑をするのかというのは、やはり、そういう事



務手続きをいい加減にしてはいけないという一番の狙いがあるんです。そうでないと、お金をどこで、予算も出していないのにお金が使われたとか、そういうことになってくると非常に、また、やっとならざるを得ない火葬場の建設に対して、また、いろんなことが入ってくると、非常に私は物議を醸すと思うんですね。

だからこそ、どの自治体もしっかりといつ許可が出て、いつから工事が始められるということぐらい、ある程度、先に予測をして、例えば1カ月ぐらいで出るだろうということを知りたいにしても、やっぱり慎重を期しているわけですから、組合にうちの町長も参加しているわけですから。

だから、やはりそういうところをちゃんと調べておかないと、私たち住民の皆さんから「いつできるとね」というふうに聞かれたときに、「いつから運用できるとよって、でもまだ知事の許可が出たらんとよ」、そんなことは言えませんよ、正直な話。だから知事の許可が出ないといけないから、知事も早く許可は出してくれると思うんですね。もう切羽詰まった状況というのものもあるわけですから。

本来なら6月から工事に入る予定だったんです。しかし、川南、都農がやはり高鍋町も同様ですけども、高鍋町は一緒に今までやってきていますので、予算をそこで使っていくのがどうしようがいいのかもしれないんですけど、やはりこういう事態が条例が提案された以上、しっかりと先の見通しまで検証して提案をするべきではないかなというふうに思うんですね。

そういうところがやっぱりルーズになってくると、いろんな仕事がルーズじゃないかなあと、大丈夫かなと、執行部の仕事の仕方は大丈夫かなというふうに誤解をされやすい、誤解を招く部分がある、だから、ただ一課の問題だけではない、そして一部事務組合だけの問題ではない、いろんな問題にやはり自治体がかかわり関与していく必要があるんだというところの、議員の責任がそこに存在すると、議決をするという存在をしている以上、やはりそこまでちゃんと執行部の方には精査をして提案をしていただかないと、非常にそこが粗雑であってはならないことだと思うんですね。

だから、自治体の仕事というのはある意味早急に答えを出さなきゃいけない部分もありますけれども、それはちゃんと地方自治法で使っているものについては、町長の専決権もしっかりと認められておりますので、やはりこういった形で私たちに提案をされる以上、提案をなぜするのか、いつから工事が始められるのかということが即座に、やはり疑問に答えていただけるような体制を、しっかりと私はとっていただく必要があると思うんですね。だから質疑を行ってきている部分があるわけです。

答えられないというのであれば、それはやむを得ないと思いますけれども、この案件については、やはりもう少し執行部のほうはちゃんと答えられる体制を取って、提案をしていただきたいと、私はそう希望をしております。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今、議員が申し上げることはよくわかりますが、議員が出席され

ておりますので、この工程はわかっていらっしゃると思います。

この規約を、まず、1市5町1村でまず出して、そして議決をされて、そして工事とかいろいろなものに入っていくんだということでございます。と申しますのも、いろいろと議会でも御指摘を受けたように、執行部といいますか、事務局の動き方があいまいであったものですから、私たちがそこを言いました。議員さんからも出ましたので、内部でも話をして、ちゃんとこの規約が改正された上で動くということでございます。

なぜなら、私が最初から言っておったんですけど、事務局のほうが急いで走ったものだから、ちょっとそこにトラブルがあったと思っております、私たちとですね。その中を議会も一緒になって是正していただき、正常な動きになったのではないかと私は思っております。この規約が各市町から出てきて、そして初めて、この火葬場の建設も始まってくと思っておりますので、一つよろしく願いいたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号西都児湯環境整備事務組規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 日程第8. 議案第28号

#### 日程第9. 議案第29号

#### 日程第10. 議案第30号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第8、議案第28号高鍋町印鑑条例等の一部改正についてから、日程第10、議案第30号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 議案第28号高鍋町印鑑条例等の一部改正についてから、議案第30号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第28号高鍋町印鑑条例等の一部改正についてでございますが、外国人住民の利便性向上及び市町村等の事務の合理化を図ることを目的として、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、また、同時に外国人登録法が廃止さ

れることに伴い、高鍋町印鑑条例ほか関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第29号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、まず、個人住民税について年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものでございます。

次に、高鍋町下水道条例に下水道認可区域内の事業所で一日当たりの平均的な下水の量が50トン以上あり、かつ基準に適合しない下水を排出しようとする場合、除害施設を設け、また必要な措置をしなければならないとなっておりますが、その除害施設の課税標準額を減額するものでございます。

次に、議案第30号平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ562万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億62万2,000円とするものでございます。

補正の主なものは、一般事務雇い賃金、高鍋町育英会出資金、コミュニティ助成事業補助金等でございます。財源といたしましては寄附金、繰越金、諸収入でございます。

以上、3件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。11時20分から議員協議会を開きたいと思いますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午前11時10分散会

---